

# 中規模小売店舗設置等の手引き

(平成 27 年 7 月)

「練馬区中規模小売店舗の立地調整に関する条例」のあらまし

練馬区 産業経済部 経済課

## 目 次

1	はじめに	1
2	条例の概要	1
(1)	対象となる店舗	1
(2)	設置者等の責務	4
(3)	届出義務者と届出事項	4
(4)	説明会の開催	5
(5)	協議等	5
(6)	既存店舗に関する措置	6
3	届出書の作成等	6
(1)	事前相談	6
(2)	中規模小売店舗の出店に対する基本的な手続きの流れ	7
(3)	届出事項一覧	8
(4)	届出様式	
	新設届出書(第1号様式)	10
	変更届出書(第2号様式)	12
	変更届出書(第3号様式)	13
	廃止届出書(第4号様式)	14
	説明会終了報告書(第5号様式)	15
	協議に伴う届出事項変更届出書(第7号様式)	16
	届出事項を変更しない通知書(第8号様式)	17
	勧告に伴う届出事項変更届出書(第11号様式)	18
	中規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書(付則様式)	19
4	資 料	
(1)	練馬区中規模小売店舗の立地調整に関する条例	21
(2)	練馬区中規模小売店舗の立地調整に関する条例施行規則	24
	意見書の提出について(第6号様式)	28
	中規模小売店舗の届出に係る協議について(第9号様式)	29
	中規模小売店舗の届出に係る勧告について(第10号様式)	30
(3)	中規模小売店舗出店計画概要書	31

## 1 はじめに

練馬区では、中規模小売店舗の周辺地域の生活環境を良好に保持するため、その立地に関する調整について必要な事項を定めた「練馬区中規模小売店舗の立地調整に関する条例（以下「条例」という。）」を制定し、平成13年6月1日に施行しました。

この日以後、条例に規定する中規模小売店舗を新設または変更（この条例の施行前に、既に設置されている中規模小売店舗を含みます。）する予定のある設置者は、練馬区に届出が必要となります。

本手引きは、設置者が届出等に関しての必要な手続きについて記載してありますので、参考にしてください。

## 2 条例の概要

### (1) 対象となる店舗

小売業を行うための店舗の用に供される床面積（店舗面積）が、500㎡超～1,000㎡以下の小売店舗を対象とし、これを中規模小売店舗と位置づけたものです。

### 【「店舗面積」の範囲】

店舗面積に含まれる部分

部分名	定義	備考
(1) 売場	直接物品販売の用に供する部分をいい、店舗面積に含む。 ショーケース等直接物品販売の用に供する施設に隣接し、顧客が商品の購入または商品の選定等のために使用する部分（壁等により売場と明確に区切られていない売場間の通路を含む。）は、売場とみなす。	
(2) ショーウインド	ショーウインドは、店舗面積に含む。ただし、階段の壁に設けられたはめ込み式のショーウインドは、店舗面積に含まない。	
(3) ショールーム等	ショールーム、モデルルーム等の商品の展示または実演の用に供する施設をいい、店舗面積に含む。	
(4) サービス施設	手荷物一時預り所、買物品発送等承り所、買物相談所、店内案内所その他顧客に対するサービス施設をいい、店舗面積に含む。	
(5) 物品の加工修理場のうち顧客から引受（引渡を含む。）の用に直接供する部分	カメラ、時計、眼鏡、靴、その他の物品の加工または修理の顧客からの引受（加工または修理のための物品の引渡を含む。）の用に直接供する部分をいい、店舗面積に含む。当該部分が加工または修理を行う場所と間仕切り等で区分されていないものであるときは、その全部を店舗面積に含む。	注(1)参照

店舗面積に含まない部分

部分名	定義	備考
(1) 階段	上り階段および下り階段とも最初の段鼻（踏み面の先端）の線で区分し、踊り場および階段と階段にはさまれた吹抜きの部分を含むものをいい、店舗面積に含まない。また、階段の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等と最初の段鼻、壁、柱等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に階段部分とみなし、店舗面積に含まない。	
(2) エスカレーター	エスカレーター装置（附属部分を含む。）部分をいい、店舗面積に含まない。また、エスカレーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分および吹抜きの部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエスカレーター部分とみなし、店舗面積に含まない。	
(3) エレベーター	エレベーターの乗降口の扉の線で区分し、店舗面積に含まない。また、エレベーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエレベーター部分とみなし、店舗面積に含まない。	
(4) 売場間通路および連絡通路	壁等により売場と明確に区分された売場として利用し得ない通路、建物と建物を結ぶため道路等の上空に設けられた渡り廊下、地下道その他の連絡通路をいい、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に、店舗面積に含まない。また、上記の通路の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に通路とみなし、店舗面積に含まない。	
(5) 文化催場	展覧会等の文化催しのための用に供し、または供させる場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	注(1)参照
(6) 休憩室	客室休憩室または喫煙室その他これに類する施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	注(1)参照
(7) 公衆電話室	公衆電話室であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	注(1)参照

(8) 便所	便所の出入口の線（専用の通路がある場合は、その出入口の線）で他と区分し、店舗面積に含まない。	
(9) 外商事務室等	外商ないし常得意先に対する業務のみを行う場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	注(1)参照
(10) 事務室・荷扱い所	事務室、荷扱い所、倉庫、機械室、従業員施設等顧客の来集を目的としない施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	注(1)参照
(11) 食堂等	食堂、喫茶室等をいい、店舗面積に含まない。	
(12) 塔屋	エレベーター室、階段室、物見塔、広告塔等屋上に突き出した部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。	注(2)参照
(13) 屋上	塔屋を除いた屋上部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。	
(14) はね出し下・軒下等	建物のはね出し下、ひさし、軒下等の部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、はね出し下等において、展示販売、ワゴン等による各種商品の販売または自動販売機を設置して飲食料品等の販売を行っている部分は、売場として取り扱うものとする。	

注)

(1) 間仕切りについて

間仕切りは、原則として壁、棚、扉等固定したものとする。

(2) 塔屋と普通階の区別について

建築基準法施行令第2条第1項第8号により階数の算定法が定められているが、条例の運用においては、屋上の突き出し部分が建築面積の1/8を超えている程度の場合に塔屋として取り扱うものとする。

また、上記の建築面積とは、上記施行令第2条第1項第2号の規定による「建築物（地階で地盤面上1m以下にある部分を除く。）の外壁またはこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもので当該中心線から水平距離1m以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離1m後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積による。」に準ずるものとする。

## (2) 設置者等の責務

設置者は、中規模小売店舗を新設または変更するに当たっては、地域のまちづくりとの調和を図るとともに、立地する周辺地域の環境に与える影響について十分な事前評価を行い、近隣住民の生活環境を良好に保つよう努めなければなりません。

設置者は、中規模小売店舗を新設または変更した後に、近隣住民の生活環境に予想しなかった悪影響を及ぼす事態が発生している場合には、その改善に努めなければなりません。

中規模小売店舗において小売業を行う者は、設置者がその責務を果たすために必要な協力をしなければなりません。

## (3) 届出義務者と届出事項

届出義務者は中規模小売店舗設置者で、届出事項は次のとおりです。

中規模小売店舗の名称および所在地

中規模小売店舗を設置する者および中規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

中規模小売店舗の新設をする日

中規模小売店舗内の店舗面積の合計

中規模小売店舗の施設の配置に関する事項

( 駐車場の位置・収容台数、駐輪場の位置・収容台数、荷さばき施設の位置・面積、廃棄物等の保管施設の位置・容量、廃棄物の処理施設の位置 )

中規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

( 中規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻・閉店時刻、来客が駐車場を利用することができる時間帯、駐車場の自動車の出入口の数・位置、荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 )

店舗面積が 1,000 m<sup>2</sup> 超である大規模小売店舗または店舗面積が 500 m<sup>2</sup> 以下である小売店舗を、店舗面積 500 m<sup>2</sup> 超 ~ 1,000 m<sup>2</sup> 以下の小売店舗に変更する場合 ( 単に 1,000 m<sup>2</sup> 超の大規模小売店舗の店舗面積を 1,000 m<sup>2</sup> 以下に変更するだけで他の事項は変更しない場合は除きます。 ) にも届出が必要となります。

なお、届出は新設をする日の 8 か月前までにしなければなりません。

中規模小売店舗設置者が、店舗の届出事項を変更する場合も同様に届出が必要です。

変更の届出は、上記届出事項の 、 は遅滞なく、また ~ については、変更する日の 8 か月前までに ( については、あらかじめ ) しなければなりません。

ただし、新設の届出があった中規模小売店舗について、一時的な変更や次のいずれかに該当する場合は、変更の届出は不要です。

- 1) 中規模小売店舗の新設または変更をする日の繰下げを行うもの
- 2) 条例第 8 条第 5 項の規定により中規模小売店舗の新設または変更をする日の繰上

げを行うもの

- 3) 規則第 12 条第 2 項または規則第 13 条第 3 項の規定により中規模小売店舗の新設または変更をする日の繰上げを行うもの
- 4) 中規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させるもの
- 5) 駐車場または駐輪場の収容台数を増加させるもの
- 6) 荷さばき施設の面積を増加させるもの
- 7) 廃棄物等の保管施設の容量を増加させるもの
- 8) 中規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻の繰下げまたは閉店時刻の繰上げを行うもの

#### (4) 説明会の開催

設置者は、届出日から 2 か月以内に、近隣住民に対して当該届出内容を周知するための説明会を開催しなければなりません。

近隣住民とは、中規模小売店舗の敷地境界線からおおむね 500m の水平距離の範囲内において、居住する者、事業を営む者、事業所に勤務する者および学校に在学する者をいいます。

設置者は、説明会を開催する日時・場所を定め、開催する日の 1 週間前までに近隣住民に周知するとともに、説明会が終了したらその内容を記録した報告書を区長に提出しなければなりません。

近隣住民への周知の方法は、中規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に説明会を開催する日時・場所を掲示するとともに、各戸にちらしを配布すること（日刊紙へのちらしの折込）等により行うものとします。

なお、区長が変更届出に係る変更について近隣住民の生活環境に与える影響が軽微であると認めた場合は、中規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に、届出事項および添付書類の要旨を掲示することにより、説明会の開催に代えることができます。

掲示することにより説明会の開催に代えることができるのは、開店時刻または閉店時刻の変更であって、午前 8 時から午後 11 時までの範囲内の時刻とするものであるとき（閉店時刻の変更が近隣住民の生活環境に著しい影響を及ぼすと認められるものであるときを除きます。）

もしくは、その他近隣住民の生活環境に与える影響が軽微であると認められる場合です。具体的には、中規模小売店舗の名称変更、中規模小売店舗を設置する者または、小売業を行う者の変更がこれに当たります。

#### (5) 協議等

区長は、近隣住民等の意見等を踏まえて、届出内容が近隣住民の生活環境に著しい悪影響を及ぼすおそれがあり、届出内容に改善が必要であると認めたときは、説明会

開催日から4か月以内に、設置者と届出内容の改善について協議を行います。協議事項がなければ、その旨を設置者に通知し、その時点で手続きは終了となります。

なお、協議の結果が適正に反映されず、近隣住民の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生が回避できないと認められるときは、設置者に対し、必要な措置をとるよう勧告する場合があります。

さらに、勧告を受けた設置者が正当な理由がなく、勧告に従わなかったときは、協議結果の要旨を公表する場合があります。

## (6) 既存店舗に関する措置

条例の施行日（平成13年6月1日）において、現に中規模小売店舗を設置している者が、当該中規模小売店舗について

中規模小売店舗内の店舗面積の合計

中規模小売店舗の施設の配置に関する事項（P4-2(3) 参照）

中規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項（P4-2(3) 参照）

のいずれかの事項を初めて変更する場合は、変更する日の8か月前までに（「中規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項」については、あらかじめ）その旨とそれ以外の事項および「中規模小売店舗の名称および所在地」、「中規模小売店舗を設置する者および中規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名」を、区長に届け出なければなりません。

なお、この場合に設置者が行う説明会の開催、近隣住民等の意見書提出、区長と設置者との協議等の対象は届出事項の内、変更した事項に限定されます。

条例に基づく「中規模小売店舗の出店に対する基本的な手続きの流れ」については、次ページの図を参照してください。

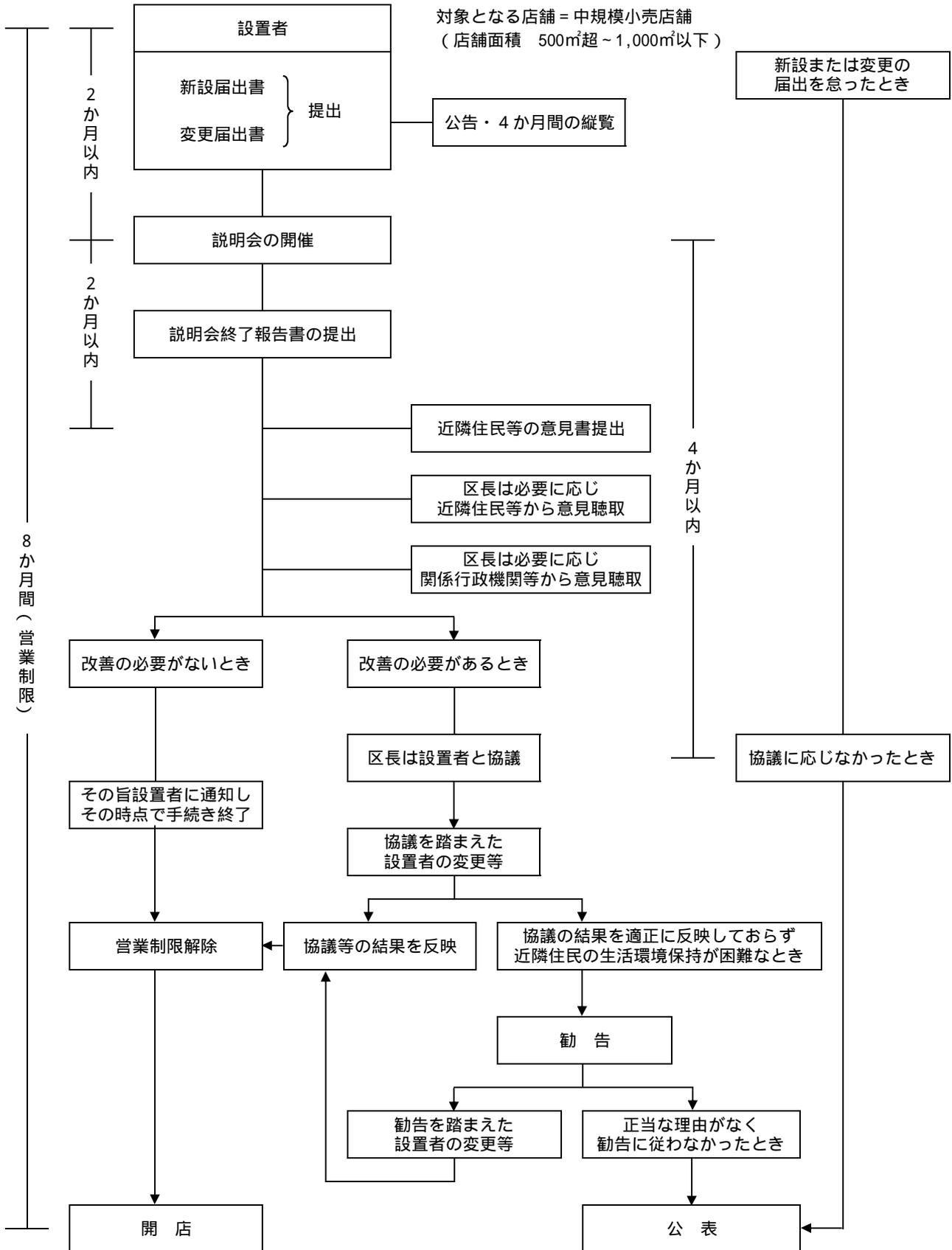
## 3 届出書の作成等

### (1) 事前相談

中規模小売店舗の新設または変更を予定している設置者は、計画の概要について、産業経済部経済課に事前相談するようにしてください。

特に新設をする場合は、開発行為、建築確認、交通、騒音、廃棄物等事前の手続きが多岐にわたるため、条例等に関連する届出手続きを円滑に進めるためにも、P31に掲載した「中規模小売店舗出店計画概要書」を事前に提出されるようご検討ください。

(2) 中規模小売店舗の出店に対する基本的な手続きの流れ



(3) 届出事項一覧

区分	届出事項	届出様式	頁	添付書類	備考
<p>新設の届出 (条例第4条第1項)</p>	<p>中規模小売店舗を新設する場合の届出です。</p> <p>(1) 店舗の名称・所在地 (2) 設置者・小売業を行う者に関する事項 (3) 新設をする日 (4) 店舗面積の合計 (5) 施設の配置に関する事項 駐車場の位置・収容台数 駐輪場の位置・収容台数 荷さばき施設の位置・面積 廃棄物等の保管施設の位置・容量 廃棄物の処理施設の位置 (6) 施設の運営方法に関する事項 小売業を行う者の開店時刻・閉店時刻 来客が駐車場を利用することができる時間帯 駐車場の自動車の出入口の数・位置 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯</p>	<p>(第1号様式)</p>	10	<p>(1) 法人は登記事項証明書、個人は住民票の写し (2) 主として販売する物品の種類 (3) 建物の位置・建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面 (4) 来客の自動車の台数等の予測と来客の自動車を駐車場に案内する経路・方法 (5) 荷さばき施設において商品の搬入を行うための自動車の台数・荷さばきを行う時間帯 (6) 歩行者の交通安全について配慮した事項 (7) 来客の自動車・商品の搬入を行うための自動車の混雑による交通渋滞が周辺道路において発生しないよう配慮した事項 (8) 営業、営業関連の機器の使用または施設の運営に伴い発生が予想される騒音に対して配慮した事項 (9) 廃棄物等の保管・処理について配慮した事項</p>	<p>開店(予定日)の8か月前までに届出しなければなりません。</p>
<p>変更の届出 (条例第5条第1項)</p>	<p>新設の届出のあった中規模小売店舗について、変更する場合の届出です。</p> <p>(1) 店舗の名称・所在地 (2) 設置者・小売業を行う者に関する事項</p>	<p>(第2号様式)</p>	12	<p>添付書類については、新設の届出時に添付する書類のうち、変更に係るものとします。 なお、付則適用の既存店舗については、最初に変更する際に新設の届出時に添付する書類を提出してください。</p>	<p>当該事項を変更後遅滞なく届出しなければなりません。(説明会の開催不要)</p>
<p>(条例第5条第2項)</p>	<p>(3) 新設をする日 (4) 店舗面積の合計 (5) 施設の配置に関する事項 駐車場の位置・収容台数 駐輪場の位置・収容台数 荷さばき施設の位置・面積 廃棄物等の保管施設の位置・容量 廃棄物の処理施設の位置 (6) 施設の運営方法に関する事項 小売業を行う者の開店時刻・閉店時刻 来客が駐車場を利用することができる時間帯 駐車場の自動車の出入口の数・位置 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯</p>	<p>(第3号様式)</p>	13		<p>当該事項を変更しようとする日の8か月前までに届出しなければなりません。 なお、説明会開催前に余裕をもって届出するようにしてください。</p>

廃止の届出 (規則第8条第4項)	中規模小売店舗を廃止する場合の届出です。	(第4号様式)	14		店舗面積が「500㎡超～1,000㎡以下」以外になる場合に届出するものであり、必ずしも店舗を廃止することではありません。
既存店舗に関する措置 (条例付則第3項)	条例施行の際現にある中規模小売店舗について、以下のいずれかの事項を初めて変更する場合の届出です。  (1) 店舗面積の合計 (2) 施設の配置に関する事項 駐車場の位置・収容台数 駐輪場の位置・収容台数 荷さばき施設の位置・面積 廃棄物等の保管施設の位置・容量 廃棄物の処理施設の位置 (3) 施設の運営方法に関する事項 小売業を行う者の開店時刻・閉店時刻 来客が駐車場を利用することができる時間帯 駐車場の自動車の出入口の数・位置 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	(付則様式)	19		変更しようとする日の8か月前までに「施設の運営方法に関する事項」については、あらかじめ)、その旨とそれ以外の事項を届出しなければなりません。なお、協議等の対象は届出事項の内、変更する事項に限定されます。
説明会関連 (条例第6条第4項)	説明会を開催したときは、当該説明会の内容を記録した報告書を提出します。	(第5号様式)	15		説明会開催後、速やかに提出しなければなりません。
区長と設置者の協議に伴う届出・通知 (条例第8条第3項)	区長と協議をした結果を踏まえて、届出事項を変更する旨の届出です。	(第7号様式)	16		区長と設置者の届出内容の改善についての協議は、説明会開催日から4か月間です。区長は、協議が必要でないことを認めるときは設置者にその旨を通知します。この場合、設置者は新設または変更をする日を繰り上げることができません。
	届出事項を変更しない旨の通知です。	(第8号様式)	17		
区の勧告に伴う変更の届出 (条例第10条第2項)	区の勧告を踏まえて、届出事項を変更する旨の届出です。	(第11号様式)	18		

凡例

条例：練馬区中規模小売店舗の立地調整に関する条例

規則：練馬区中規模小売店舗の立地調整に関する条例施行規則

#### (4) 届出様式

第 1 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

### 中規模小売店舗新設届出書

練馬区長 殿

氏名または名称および法人にあってはその代表者の氏名

住所

担当者氏名および電話番号

中規模小売店舗を新設するので、練馬区中規模小売店舗の立地調整に関する条例第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

#### 記

- 1 中規模小売店舗の名称および所在地
  - ・ 名称
  - ・ 所在地
- 2 中規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
  - ・ 氏名または名称
  - ・ 代表者名
  - ・ 住所
- 3 新設をする日  
年 月 日
- 4 店舗面積の合計  
平方メートル
- 5 施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置および収容台数
    - ・ 位置 別紙図面のとおり
    - ・ 収容台数 台
  - (2) 駐輪場の位置および収容台数
    - ・ 位置 別紙図面のとおり
    - ・ 収容台数 台

- (3) 荷さばき施設の位置および面積
    - ・位置 別紙図面のとおり
    - ・面積 平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置および容量
    - ・位置 別紙図面のとおり
    - ・容量 立法メートル
  - (5) 廃棄物の処理施設の位置
    - ・位置 別紙図面のとおり
- 6 施設の運営方法に関する事項
- (1) 小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
    - ・開店時刻
    - ・閉店時刻
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
    - ・ 時から 時まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数および位置
    - ・出入口数 箇所
    - ・位置 別紙図面のとおり
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
    - ・ 時から 時まで

(添付書類) 別添のとおり

注 小売業者が複数ある場合は、別紙(小売業者一覧)を利用する。

別紙(小売業者一覧)

小売業者名	代表者名	住 所	開店時刻	閉店時刻

第2号様式（第8条関係）

年 月 日

中規模小売店舗変更届出書

練馬区長 殿

氏名または名称および法人にあってはその代表者の氏名  
住所  
担当者氏名および電話番号

下記のとおり、届出事項について変更したので、練馬区中規模小売店舗の立地調整に関する条例第5条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 中規模小売店舗の名称および所在地
  - ・名称
  - ・所在地
- 2 変更した事項
  - （変更前）
  - （変更後）
- 3 変更年月日  
年 月 日
- 4 変更した理由

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

中規模小売店舗変更届出書

練馬区長 殿

氏名または名称および法人にあってはその代表者の氏名  
住所  
担当者氏名および電話番号

下記のとおり、届出事項について変更するので、練馬区中規模小売店舗の立地調整に関する条例第5条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 中規模小売店舗の名称および所在地
  - ・名称
  - ・所在地
- 2 変更する事項
  - （変更前）
  - （変更後）
- 3 変更予定年月日  
年 月 日
- 4 変更する理由

（添付書類）別添のとおり

第 4 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

中規模小売店舗廃止届出書

練馬区長 殿

氏名または名称および法人にあってはその代表者の氏名  
住所  
担当者氏名および電話番号

下記のとおり、中規模小売店舗を廃止するので、練馬区中規模小売店舗の立地調整に関する条例施行規則第 8 条第 4 項の規定により届け出ます。

記

- 1 中規模小売店舗の名称および所在地
  - ・ 名称
  - ・ 所在地
- 2 廃止前の店舗面積の合計  
平方メートル
- 3 廃止後の店舗面積の合計  
平方メートル
- 4 店舗面積の合計が 500 平方メートル以下または 1,000 平方メートル超となる日  
年 月 日
- 5 変更する理由

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

中規模小売店舗説明会終了報告書

練馬区長 殿

氏名または名称および法人にあってはその代表者の氏名  
住所  
担当者氏名および電話番号

下記のとおり、説明会を開催しましたので、練馬区中規模小売店舗の立地調整に関する条例第6条第4項の規定により報告します。

記

- 1 中規模小売店舗の名称および所在地
  - ・名称
  - ・所在地
- 2 周知をした日 年 月 日
- 3 説明会を開催した日 年 月 日
- 4 開催場所・開催時間
- 5 出席者数
- 6 説明会の内容 別紙概要書のとおり

別紙（説明会開催概要書）

事 項	概 要
1 議事の概要（説明の内容）	
2 陳述意見（事項およびその内容）	
3 陳述意見に係る設置者の応答内容	
4 その他	

第7号様式（第12条関係）

年 月 日

協議に伴う届出事項変更届出書

練馬区長 殿

氏名または名称および法人にあってはその代表者の氏名  
住所  
担当者氏名および電話番号

練馬区中規模小売店舗の立地調整に関する条例第8条第1項の規定による協議の結果、  
下記のとおり、届出事項について変更するので、同条第3項の規定により届け出ます。

記

- 1 中規模小売店舗の名称および所在地
  - ・名称
  - ・所在地
- 2 変更する事項
  - （変更前）
  - （変更後）
- 3 変更予定年月日  
年 月 日
- 3 変更する理由

第 8 号様式（第 12 条関係）

年 月 日

届出事項を変更しない通知書

練馬区長 殿

氏名または名称および法人にあってはその代表者の氏名  
住所  
担当者氏名および電話番号

練馬区中規模小売店舗の立地調整に関する条例第 8 条第 1 項の規定による協議の結果、  
下記の理由により届出事項の変更はしないので、同条第 3 項の規定により通知します。

記

理由

第 11 号様式（第 13 条関係）

年 月 日

勧告に伴う届出事項変更届出書

練馬区長 殿

氏名または名称および法人にあってはその代表者の氏名  
住所  
担当者氏名および電話番号

練馬区中規模小売店舗の立地調整に関する条例第 10 条第 1 項の規定により、 年  
月 日付けで練馬区から出された勧告に基づき、下記のとおり届出事項を変更するの  
で、同条第 2 項の規定により届け出ます。

記

- 1 中規模小売店舗の名称および所在地
  - ・ 名称
  - ・ 所在地
- 2 変更する事項
  - （変更前）
  - （変更後）
- 3 変更予定年月日  
年 月 日
- 4 変更する理由

付則様式

年 月 日

中規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書

練馬区長 殿

氏名または名称および法人にあってはその代表者の氏名  
住所  
担当者氏名および電話番号

下記のとおり、練馬区中規模小売店舗の立地調整に関する条例第4条第1項に掲げる届出事項について変更するので、同条例付則第3項の規定により届け出ます。

記

- 1 中規模小売店舗の名称および所在地
  - ・ 名称
  - ・ 所在地
- 2 変更する事項
  - ( 変更前 )
  - ( 変更後 )
- 3 変更予定年月日  
年 月 日
- 4 変更する理由
- 5 以下に掲げるもののうち、上記2の変更に係るもの以外の事項
  - (1) 中規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
    - ・ 氏名または名称
    - ・ 代表者名
    - ・ 住所
  - (2) 店舗面積の合計 平方メートル
  - (3) 施設の配置に関する事項
    - 駐車場の位置および収容台数
      - ・ 位置 別紙図面のとおり
      - ・ 収容台数 台

駐輪場の位置および収容台数

- ・位置 別紙図面のとおり
- ・収容台数 台

荷さばき施設の位置および面積

- ・位置 別紙図面のとおり
- ・面積 平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置および容量

- ・位置 別紙図面のとおり
- ・容量 立法メートル

廃棄物の処理施設の位置

- ・位置 別紙図面のとおり

(4) 施設の運営方法に関する事項

小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

- ・開店時刻
- ・閉店時刻

来客が駐車場を利用することができる時間帯

- ・ 時から 時まで

駐車場の自動車の出入口の数および位置

- ・出入口数 箇所
- ・位置 別紙図面のとおり

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- ・ 時から 時まで

(添付書類) 別添のとおり

## 4 資料

### (1) 練馬区中規模小売店舗の立地調整に関する条例（平成13年3月練馬区条例第22号）

#### (目的)

第1条 この条例は、中規模小売店舗の周辺地域の生活環境を良好に保持するため、その立地に関する調整について必要な事項を定めることにより、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

#### (用語の定義)

第2条 この条例において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 店舗面積 小売業(飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。以下同じ。)を行うための店舗の用に供される床面積をいう。
- (2) 中規模小売店舗 1の建物(1の建物として練馬区規則(以下「規則」という。)で定めるものを含む。)であって、店舗面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のものをいう。
- (3) 設置者 中規模小売店舗を設置している者または中規模小売店舗の新設(建物の床面積を変更し、または既存の建物の全部もしくは一部の用途を変更することにより中規模小売店舗となる場合を含む。以下同じ。)をする者をいう。
- (4) 近隣住民 つぎに掲げる者をいう。
  - ア 中規模小売店舗の敷地境界線から練馬区の区域内のおおむね500メートルの水平距離の範囲内(以下この号において「近隣区域」という。)に居住する者
  - イ 近隣区域において事業を営む者
  - ウ 近隣区域に存する事業所に勤務する者
  - エ 近隣区域に存する学校に在学する者

#### (設置者等の責務)

第3条 設置者は、中規模小売店舗を新設し、または変更するに当たっては、地域のまちづくりとの調和を図るとともに、立地する周辺地域の環境に与える影響について十分な事前評価を行い、近隣住民の生活環境を良好に保つよう努めなければならない。

2 設置者は、次条に規定する新設の届出または第5条に規定する変更の届出により、中規模小売店舗を新設し、または変更した後に、近隣住民の生活環境に予想しなかった悪影響を及ぼす事態が発生している場合には、その改善に努めなければならない。

3 中規模小売店舗において小売業を行う者は、設置者がその責務を果たすために必要な協力をしなければならない。

#### (中規模小売店舗の新設の届出等)

第4条 中規模小売店舗の新設をする者は、新設をする日の8月前までに、つぎに掲げる事項を区長に届け出なければならない。

- (1) 中規模小売店舗の名称および所在地
- (2) 中規模小売店舗の新設をする者および当該中規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
- (3) 中規模小売店舗の新設をする日

- (4) 中規模小売店舗内の店舗面積の合計
  - (5) 中規模小売店舗の施設(店舗およびこれに付属する施設で規則で定めるものをいう。次号において同じ。)の配置に関する事項であって、規則で定めるもの
  - (6) 中規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項であって、規則で定めるもの
- 2 前項の規定による届出(以下「新設の届出」という。)には、規則で定める事項を記載した書類(以下「添付書類」という。)を添付しなければならない。
  - 3 区長は、新設の届出があったときは、速やかに第1項各号に掲げる事項の概要、届出年月日および縦覧場所を公告するとともに、当該届出および前項の添付書類を公告の日から4週間縦覧に供しなければならない。

(変更の届出)

- 第5条 新設の届出があった中規模小売店舗について、当該新設の届出に係る前条第1項第1号または第2号に掲げる事項の変更があったときは、設置者は、遅滞なく、その旨を区長に届け出なければならない。
- 2 新設の届出があった中規模小売店舗について、当該新設の届出に係る前条第1項第3号から第6号までに掲げる事項の変更があるときは、設置者は、変更をする日の8月前までに(同項第6号に掲げる事項の変更にあつては、あらかじめ)、その旨を区長に届け出なければならない。ただし、規則で定める変更については、この限りでない。
  - 3 前条第2項および第3項の規定は、前項の規定による届出(以下「変更の届出」という。)について準用する。

(説明会の開催等)

- 第6条 設置者は、新設の届出または変更の届出をした日から2月以内に、近隣住民に対して当該新設の届出または変更の届出および添付書類の内容を周知するための説明会(以下「説明会」という。)を開催しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、変更の届出をした設置者は、区長が当該変更の届出に係る変更について近隣住民の生活環境に与える影響が軽微であると認めた場合は、当該変更の届出に係る中規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に、届出事項および添付書類の要旨を掲示することにより、前項の説明会の開催に代えることができる。
  - 3 第1項の規定により説明会を開催する設置者は、開催を予定する日時および場所を定め、開催を予定する日の1週間前までに近隣住民に周知を図らなければならない。
  - 4 設置者は、第1項の規定により説明会を開催したときは、当該説明会の内容を記録した報告書を速やかに区長に提出しなければならない。

(意見書の提出等)

- 第7条 近隣住民および中規模小売店舗の周辺地域の環境の保持の見地から意見を有するもの(以下「近隣住民等」という。)は、前条第1項の規定による説明会の開催または同条第2項の規定による届出事項および添付書類の要旨の掲示があった日から2月以内に、新設の届出または変更の届出の内容について、区長に対し書面により意見を述べるることができる。
- 2 区長は、前項の規定による近隣住民等の意見等を勘案し、中規模小売店舗の新設または変更に関して必要があると認めたときは、近隣住民等から意見を聴くことができる。

(協議等)

- 第8条 区長は、前条の規定による近隣住民等の意見等を踏まえて、新設の届出または変更の届

出の内容が近隣住民の生活環境に著しい悪影響を及ぼすおそれがあり、当該新設の届出または変更の届出の内容に改善が必要であると認めるときは、第6条第1項の規定による説明会の開催または同条第2項の規定による届出事項および添付書類の要旨の掲示があった日から4月以内に、設置者と届出の内容の改善について協議を行うものとする。

- 2 設置者は、前項の規定により区長から協議の申入れを受けたときは、これに応じなければならない。
- 3 設置者は、前2項の規定により協議を行った場合は、当該協議の結果を踏まえて、区長に対し、当該新設の届出もしくは変更の届出の内容を変更する旨の届出または変更しない旨の通知をするものとする。
- 4 区長は、第1項に規定する協議が必要でないと認めるときは、設置者にその旨を通知するものとする。
- 5 設置者は、前項の規定により協議の必要がない旨の通知を受けたときは、第4条第1項または第5条第2項の規定にかかわらず、新設または変更をする日を繰り上げることができる。

(関係行政機関等の意見の聴取等)

第9条 区長は、前条第1項の規定による協議を行う場合において、必要があると認めるときは、関係行政機関その他のものに意見を聴き、または当該協議への出席を要請することができる。

(勧告等)

第10条 区長は、第8条第3項の規定による届出または通知の内容が、同条第1項の規定による協議の結果を適正に反映しておらず、近隣住民の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認めるときは、理由を付して、当該届出または通知をした設置者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 2 前項の規定による勧告を受けた設置者は、当該勧告を踏まえ、区長に対し、必要な変更に係る届出を行うものとする。

(公表)

第11条 区長は、中規模小売店舗の新設もしくは新設の届出に係る第4条第1項第3号から第6号までに掲げる事項の変更をする設置者が新設の届出もしくは変更の届出を怠ったとき、または第8条第1項の規定による協議の申入れを受けた設置者が当該協議に応じなかったときは、その旨を公表することができる。

- 2 区長は、前条第1項の規定による勧告を受けた設置者が正当な理由がなく、当該勧告に従わなかったときは、協議結果の要旨を公表することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年6月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(施行日から8月を経過する日までの届出に関する経過措置)

- 2 施行日から8月を経過する日までの間における中規模小売店舗の新設および新設の届出があった中規模小売店舗に係る第4条第1項第3号から第6号までに掲げる事項の変更をする者についての同条第1項および第5条第2項の規定の適用については、第4条第1項中「新設をする日の8月前までに」とあるのは「速やかに」と、第5条第2項中「変更をする日の8月前までに」と

あるのは「速やかに」とする。この場合における第6条から第11条までの規定の適用については、第4条第1項第6号に掲げる事項に係るものに限り適用する。

(既存店舗に関する措置)

- 3 この条例の施行の際現に中規模小売店舗を設置している者は、当該中規模小売店舗について第4条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更であって施行日以後最初に行われるものをしようとするときは、変更をする日の8月前までに(同項第6号に掲げる事項の変更にあつては、あらかじめ)、その旨および同項第1号、第2号または第4号から第6号までに掲げる事項で当該変更に係るもの以外のものを区長に届け出なければならない。
- 4 前項の規定による変更に係る事項の届出は、変更の届出とみなす。
- 5 付則第3項の規定による届出のうち変更に係る事項以外のものの届出は、第5条第1項および第2項ならびに第11条第1項の規定の適用については、新設の届出とみなす。
- 6 この条例の施行の際現に中規模小売店舗を設置している者で、施行日から8月を経過する日までの間に、当該中規模小売店舗に係る第4条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするものについての付則第3項の規定の適用については、同項中「変更をする日の8月前までに」とあるのは「速やかに」とする。この場合における第6条から第11条までの規定の適用については、第4条第1項第6号に掲げる事項に係るものに限り適用する。

## (2) 練馬区中規模小売店舗の立地調整に関する条例施行規則(平成13年3月練馬区規則第11号)

(趣旨)

第1条 この規則は、練馬区中規模小売店舗の立地調整に関する条例(平成13年3月練馬区条例第22号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(1の建物)

第3条 条例第2条第2号の1の建物として規則で定めるものは、つぎのとおりとする。

- (1) 屋根、柱または壁を共通にする建物(当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によって2以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分)
- (2) 通路によって接続され、機能が一体となっている2以上の建物
- (3) 1の建物(前2号に掲げるものを含む。)とその附属建物をあわせたもの

(店舗に付属する施設)

第4条 条例第4条第1項第5号の規則で定める店舗に付属する施設は、駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物および資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)の保管施設および廃棄物の処理施設とする。

(新設の届出)

第5条 条例第4条第1項第5号の規則で定める事項は、つぎのとおりとする。

- (1) 駐車場の位置および収容台数
- (2) 駐輪場の位置および収容台数

- (3) 荷さばき施設の位置および面積
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置および容量
  - (5) 廃棄物の処理施設の位置
- 2 条例第4条第1項第6号の規則で定める事項は、つぎのとおりとする。
- (1) 中規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数および位置
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- 3 条例第4条第1項の規定による届出は、中規模小売店舗新設届出書(第1号様式)により行うものとする。

(添付書類)

第6条 条例第4条第2項(条例第5条第3項において準用する場合を含む。)の規則で定める事項は、つぎのとおりとする。

- (1) 法人にあってはその登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し
- (2) 主として販売する物品の種類
- (3) 建物の位置およびその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面
- (4) 来客の自動車の台数等の予測ならびに来客の自動車を駐車場に案内する経路および方法
- (5) 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数および荷さばきを行う時間帯
- (6) 歩行者の交通安全について配慮した事項
- (7) 来客の自動車および商品の搬出入を行うための自動車の混雑による交通渋滞が周辺道路において発生しないよう配慮した事項
- (8) 営業、営業関連の機器の使用または施設の運営に伴い発生が予想される騒音に対して配慮した事項
- (9) 廃棄物等の保管および処理について配慮した事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(縦覧)

第7条 条例第4条第3項(条例第5条第3項において準用する場合を含む。)の規定により縦覧できる日は、練馬区の休日を定める条例(平成元年3月練馬区条例第1号)第2条第1項に規定する日以外の日とし、縦覧できる時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。

(変更の届出)

第8条 条例第5条第1項の規定による届出は、中規模小売店舗変更届出書(第2号様式)により行うものとする。

2 条例第5条第2項の規定による届出は、中規模小売店舗変更届出書(第3号様式)により行うものとする。

3 条例第5条第2項ただし書の規則で定める変更は、一時的な変更またはつぎに掲げるものとする。

- (1) 中規模小売店舗の新設または変更をする日の繰下げを行うもの
- (2) 条例第8条第5項の規定により中規模小売店舗の新設または変更をする日の繰上げを行うもの

もの

- (3) 第12条第2項または第13条第3項の規定により中規模小売店舗の新設または変更をする日の繰上げを行うもの
- (4) 中規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させるもの
- (5) 駐車場または駐輪場の収容台数を増加させるもの
- (6) 荷さばき施設の面積を増加させるもの
- (7) 廃棄物等の保管施設の容量を増加させるもの
- (8) 中規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻の繰下げまたは閉店時刻の繰上げを行うもの

4 設置者は、中規模小売店舗を中規模小売店舗以外のもので変更する場合には、あらかじめ、中規模小売店舗廃止届出書(第4号様式)により区長に届け出るものとする。

(届出事項および添付書類の要旨の掲示)

第9条 条例第6条第2項の規定により設置者が届出事項および添付書類の要旨を掲示することにより説明会の開催に代えることができるのは、条例第5条第2項の規定による届出に係る変更がつぎの各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 第5条第2項第1号に規定する開店時刻または閉店時刻の変更であって、午前8時から午後11時までの範囲内の時刻とするものであるとき(閉店時刻の変更が近隣住民の生活環境に著しい影響を及ぼすと認められるものであるときを除く。)
- (2) 前号に掲げるもののほか、近隣住民の生活環境に与える影響が軽微であると区長が認めたものであるとき。

(説明会の周知および報告)

第10条 条例第6条第3項の規定による近隣住民への周知は、中規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に説明会の開催を予定する日時および場所を掲示するほか、各戸にちらしを配布すること等により行うものとする。

2 条例第6条第4項の規定による報告書の提出は、中規模小売店舗説明会終了報告書(第5号様式)により行うものとする。

(意見書の提出等)

第11条 条例第7条第1項の規定による近隣住民等の意見書の提出は、第6号様式により行うものとする。

2 条例第7条第2項の規定により近隣住民等から意見を聴く場合は、公開により行うものとし、意見を聴こうとする日の10日前までにその日時、場所および意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公告するものとする。

(協議に係る届出、通知等)

第12条 条例第8条第3項の規定による届出は、協議に伴う届出事項変更届出書(第7号様式)により行い、同項の規定による通知は、届出事項を変更しない通知書(第8号様式)により行うものとする。

2 条例第8条第3項の規定による届出または通知の内容が同条第1項の規定による協議の結果を適正に反映していると区長が認めたときは、設置者は中規模小売店舗の新設または変更をする日を繰り上げることができる。

3 条例第8条第4項の規定による通知は、第9号様式により行うものとする。

(勧告等)

第13条 条例第10条第1項の規定による勧告は、第10号様式により行うものとする。

2 条例第10条第2項の規定による届出は、勧告に伴う届出事項変更届出書(第11号様式)により行うものとする。

3 条例第10条第2項の規定による届出の内容が同条第1項の規定による勧告の内容を適正に反映していると区長が認めたときは、設置者は中規模小売店舗の新設または変更をする日を繰り上げることができる。

(公表)

第14条 条例第11条第1項および第2項に規定する公表は、練馬区公告式条例(昭和25年9月練馬区条例第46号)で定める掲示場への掲示その他区長が適切と認めた方法により行うものとする。

2 区長は、条例第11条第1項または第2項の規定により公表をしようとするときは、当該公表の対象となるべき設置者に弁明の機会を付与しなければならない。

3 前項に規定する弁明の機会の付与については、練馬区行政手続条例(平成7年3月練馬区条例第2号)および聴聞および弁明の機会の付与に関する規則(平成6年9月練馬区規則第65号)の定めるところに準拠する。

(委任)

第15条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この規則は、平成13年6月1日から施行する。

2 条例付則第3項の規定による届出は、中規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書(付則様式)により行うものとする。

付 則(平成17年3月規則第64号)

この規則は、公布の日から施行する。

次頁以降に様式の第6・9・10号のみを掲載してあります。

他の様式は、「3 届出書の作成等の(4) 届出様式」を参照してください。

年 月 日

意見書の提出について

練馬区長 殿

意見を述べる者の氏名または名称および  
法人にあってはその代表者の氏名  
住所  
連絡先電話番号

年 月 日付け練馬区公告第 号で公告された中規模小売店舗の新設(変更)について、練馬区中規模小売店舗の立地調整に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

- 1 中規模小売店舗の名称および所在地
  - ・名称
  - ・所在地
- 2 意見の内容
- 3 理由
- 4 説明

第9号様式（第12条関係）

年 月 日

中規模小売店舗の届出に係る協議について

様

練馬区長

年 月 日付け 第 号で届出のあった新設（変更）については、練馬区中規模小売店舗の立地調整に関する条例第8条第4項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 中規模小売店舗の名称
- 2 所在地
- 3 通知内容

年 月 日

中規模小売店舗の届出に係る勧告について

様

練馬区長

年 月 日付け 第 号で受理した協議に伴う届出事項変更届出書  
(届出事項を変更しない通知書)については、協議の結果が適正に反映されていないので、練馬区  
中規模小売店舗の立地調整に関する条例第10条第1項の規定により、下記のとおり勧告します。

記

- 1 中規模小売店舗の名称
- 2 所在地
- 3 勧告の内容 別添勧告書のとおり

(3) 中規模小売店舗出店計画概要書

\*ゴシック体は注意事項

年 月 日

中規模小売店舗出店計画概要書

練馬区長 殿

氏名または名称および法人にあってはその代表者の氏名  
住 所  
担当者氏名および電話番号・FAX番号

中規模小売店舗を新設するので、練馬区中規模小売店舗の立地調整に関する条例第4条第1項の規定により、下記のとおり届け出を計画しています。

\*以下は、新設届出書と同じです。

記

1 中規模小売店舗の名称および所在地

・名 称 店

\*設置後予定している名称を記載してください。

・所在地 練馬区 町 丁目 番号 ほか

\*建物の住居番号が付定されている場合は、住居表示を記載してください。

それ以外の場合は、計画地の土地登記簿上の地番を記載してください。

2 中規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

・氏名または名称 (株)

・代表者名 代表取締役

・住 所 区 町 丁目 番号

\*すべての小売業者名を記載してください。

\*小売業者が複数ある場合は、6の(1)の項目と合わせた「別紙」として小売業者一覧を作成してください。

\*ただし、現段階で未定の分については、決定後、速やかに変更届出書を提出してください。

3 新設をする日

平成 年 月 日

\*届出日から8か月後の同一日付け日の翌日以降の日付を記載してください。

\*当該店舗の開店予定の日を記載してください。(小売業者ごとに開店の日が異なる場合は、それらのうち一番早い予定日を記載してください。)

4 店舗面積の合計

m<sup>2</sup>

\*小売業を行うための店舗の用に供される床面積を、小数点以下第1位を四捨五入して記載してください。

## 5 施設の配置に関する事項

### (1) 駐車場の位置および収容台数

位 置	収容台数	駐車場の種類
建物 側 ( p . 別添 図上 )	台	店舗外平面駐車場(自走式)
建物 側 ( p . 別添 図上 )	台	地下駐車場(自走式)
合 計	台	

#### 駐車場の種類 (例)

- ・ 店舗外平面駐車場(自走式)
- ・ 地下駐車場(自走式)
- ・ 平面駐車場(機械式 / 専用建物)
- ・ 循環駐車場(機械式 / 専用建物)
- ・ 専用駐車場ビル(自走式)
- ・ 屋上等店舗内設置方式(自走式・地下を除く)
- ・ 平面駐車場(機械式 / 共用建物)
- ・ 循環駐車場(機械式 / 共用建物)

### (2) 駐輪場の位置および収容台数

位 置	収容台数
建物 側 ( p . 別添 図上 )	台
建物 側 ( p . 別添 図上 )	台
合 計	台

### (3) 荷さばき施設の位置および面積

位 置	面 積
建物内 側 ( p . 別添 図上 )	m <sup>2</sup>

\* 小数点以下第1位を四捨五入

### (4) 廃棄物等の保管施設の位置および容量

位 置	容 量
建物内 側 ( p . 別添 図上 )	. m <sup>3</sup>

\* 小数点以下第3位を四捨五入

### (5) 廃棄物の処理施設の位置

位 置
建物内 側 ( p . 別添 図上 )

\* 設置していない場合は、「設置なし」と記載してください。

## 6 施設の運営方法に関する事項

### (1) 小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

開店時刻	午前 時 分
閉店時刻	午後 時 分

\* 小売業者が複数ある場合は、2の項目と合わせた「別紙」として小売業者一覧を作成してください。

\* 年末年始等に開店時刻の繰上げおよび閉店時刻の繰下げを行う場合は、「午前 時 分(ただし年間 日は午前 時 分)」等と記載してください。

### (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場 (図面に記載の番号)	駐車可能時間帯
	午前 時 分 ~ 午後 時 分
⋮	⋮

\* 駐車場ごとに駐車可能時間帯が異なる場合は、それぞれについて記載してください。

### (3) 駐車場の自動車の出入口の数および位置

駐車場 (図面に記載の番号)	出入口の数	位 置
	出 口 か所 入 口 か所 出入口 か所	建物 側 ( p . 別添 図上 )
⋮	⋮	⋮
合 計	出 口 か所 入 口 か所 出入口 か所 合 計 か所	

### (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設 (図面に記載の番号)	荷さばき可能時間帯
	午前 時 分 ~ 午後 時 分
⋮	⋮

\* 荷さばき施設が複数あり、荷さばき可能時間帯が異なる場合は、それぞれについて記載してください。

(添付書類)

規則第6条関係

- 1 法人にあってはその登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し  
\* 概要書には不要です。

2 主として販売する物品の種類

小売業者	主として販売する物品
(株)	
(株)	
⋮	⋮

- \* 決定済の小売業者ごとに、主として販売する物品の種類を記載してください。  
\* 未定分については、予定する販売物品の種類を記載してください。

3 建物の位置およびその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面

- (1) 建物位置図 \* 建物の位置および周辺の幹線道路等の状況がわかる図面  
\* 出店地の周囲 3km ~ 5km 程度の範囲を含むもの  
(2) 建物配置図 \* 店舗の用に供する部分、その他の施設、駐車場、駐輪場、荷さばき施設等の配置がわかる図面  
(3) 各階平面図 \* 各小売業者または業態ごとに範囲を示した各階ごとの平面図

4 来客の自動車の台数等の予測ならびに来客の自動車を駐車場に案内する経路および方法

- (1) 指針にあてはめた場合の必要駐車台数計算式(経済産業省告示 16号)

事項等		各事項算出のための計算式等 (AとCについては、商業地区とその他地区に注意してください。)
地区の区分	地区	(用途地域：_____)
S：店舗面積	千m <sup>2</sup>	_____m <sup>2</sup> × 0.001
A：店舗面積あたり 日來客数原単位	人/千m <sup>2</sup>	商業地区 1,500 - 20 × S その他地区 1,400 - 40 × S
B：ピーク率	0.144	14.4% × 0.01
L：駅からの距離	m	(駅名：_____)
C：自動車分担率		商業地区 [ L < 500 ] (7.5 + 0.045 × L) % × 0.01 [ L 500 ] 30% × 0.01 その他地区 50% × 0.01
D：平均乗車人員	2 人/台	
E：平均駐車時間係数		(30 + 5.5 × S) ÷ 60
必要駐車台数	台	A × S × B × C ÷ D × E (端数処理：小数点以下第1位を四捨五入してください。)

【参考】

大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(平成17年3月30日経済産業省告示第85号：平成17年10月1日施行)に基づく必要駐車台数

店舗面積		1,000㎡	900㎡	800㎡	700㎡	600㎡	500㎡	
商業地区	駅からの距離別	0m	5	4	4	3	3	2
		50m	6	5	5	4	3	3
		100m	8	7	6	5	4	4
		150m	9	8	7	6	5	4
		200m	10	9	8	7	6	5
		300m	13	12	10	9	7	6
		400m	16	14	12	11	9	7
		500m	19	17	15	13	11	9
その他地区		29	26	23	20	16	14	

(単位：台)

(2) 特別の事情による駐車台数の算出(指針による計算式によらない場合のみ記載)

特別の事情の説明：
必要駐車台数_____台
算出根拠：

(3) 駐車場の分散確保の有無

駐車場の分散確保の有無	理由
有・無	

(4) 従業員等駐車場(業務用を含む)

事項	有無の別	当該小売店舗駐車場と共用・別途の別	収容台数	備考 (駐車台数算定の根拠等)
従業員等駐車場	有・無	共用・別途	台	(従業員数 _____人) (業務用車両台数 延べ約____台)

(5) 周辺見取図・来客の自動車を駐車場に案内する経路および方法

- 敷地周辺(出店地から半径1km程度)の道路の状況
  - \* 道路幅員 / 交通規制 / 歩道の有無 / 横断歩道・歩道橋の位置現況 / 通学路の有無と位置
- 自動車の案内経路の表示(入・出場両方を記載)
  - \* 来客自動車の案内経路 / 小売店舗以外の複合施設の利用者の案内経路 / 搬出入車両の運行経路 / 経路案内看板の設置場所 / 交通整理員の配置

5 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数および荷さばきを行う時間帯

搬出入車両の車種・大きさ	搬出入時間帯	搬出入車両数	平均的な荷さばき処理時間
トン車	時 分 ~ 時 分	台	分
⋮	⋮	⋮	⋮
ピーク時の搬出入車両の台数		台	

\* 搬出入車両の車種および大きさごとの搬出入計画を記載してください。

6 歩行者の交通安全について配慮した事項

項目	具体的な内容

7 来客の自動車および商品の搬出入を行うための自動車の混雑による交通渋滞が周辺道路において発生しないよう配慮した事項

項目	具体的な内容

8 営業、営業関連の機器の使用または施設の運営に伴い発生が予想される騒音に対して配慮した事項

項目	具体的な内容

\* 騒音対策等に関しては、環境部環境課環境規制係に相談してください。

【参考】 指針に挙げられている騒音の種類

- 1 定常騒音（騒音レベルの変化が小さく、ほぼ一定とみなされる騒音）
  - ・冷却塔、室外機等から発生する騒音
  - ・給排気口等から発生する騒音
- 2 変動騒音（騒音レベルが不規則かつ連続的にかなりの範囲にわたって変化する騒音）
  - ・敷地内における自動車走行等による騒音（来客の自動車によるもの、荷さばき作業のための車両からの騒音を含む。）
  - ・荷さばき作業のための車両のアイドリング、後進警報ブザー等の騒音
  - ・廃棄物収集作業等に伴う騒音
  - ・BGM（バックグラウンド・ミュージック）、アナウンス等営業宣伝活動に伴う騒音
- 3 衝撃騒音（一つの事象の継続時間が極めて短い騒音）
  - ・荷さばき作業に伴う荷下ろし音、台車走行音等の騒音

【参考】

騒音に係る環境基準について（平成10年9月30日環境庁告示第64号）（抜粋）

環境基準は、地域の類型および時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値	
	昼間 （午前6時～午後10時）	夜間 （午後10時～翌午前6時）
AA	50デシベル以下	40デシベル
AおよびB	55デシベル以下	45デシベル
C	60デシベル以下	50デシベル

（注）1 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域等特に静穏を要する地域とする。

2 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

3 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

4 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

【参考】 騒音規制法における夜間の規制基準値の範囲

第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域	40デシベル以上 45デシベル以下
第2種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域	40デシベル以上 50デシベル以下
第3種区域：住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域	50デシベル以上 55デシベル以下
第4種区域：主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域	55デシベル以上 65デシベル以下

【参考】 騒音の目安

デシベル	目安
40	深夜の街、小鳥のさえずり、静かな住宅地
50	静かな事務室、エアコン室外機
60	普通の会話、チャイム
70	掃除機、騒がしい街頭
80	地下鉄の車内、ピアノの音
90	大声、犬の鳴き声
100	電車が通るガード下

9 廃棄物等の保管および処理について配慮した事項

項 目	具体的な内容

(1) 指針にあてはめた場合の廃棄物等の排出量等の予測

廃棄物等種別	S：店舗面積 (千㎡)	A：1日あたり 廃棄物等 排出量(t)	B：廃棄物等 の平均保管 日数	C：廃棄物等 の見かけ比 重(t/㎡)	排出予測量 A×B÷C
紙製廃棄物等		0.208×S	日	0.10	㎡ <sup>3</sup>
金属製廃棄物 等		0.007×S	日	0.10～0.15	㎡ <sup>3</sup>
ガラス製廃棄 物等		0.006×S	日	0.10～0.30	㎡ <sup>3</sup>
プラスチック 製廃棄物等		0.020×S	日	0.01～0.04	㎡ <sup>3</sup>
生ごみ等		0.169×S	日	0.55	㎡ <sup>3</sup>
その他の可燃 性廃棄物等		0.054×S	日	0.38	㎡ <sup>3</sup>
合 計					㎡ <sup>3</sup>

\* 建築確認の申請を行う前に、廃棄物保管場所等設置届・設置計画書兼再利用対象物保管場所設置届・設置計画書を提出しなければならない場合がありますので、事前に管轄する清掃事務所に相談してください。

(その他)

1 立地環境

(1) 計画地の周辺環境

\* 計画地の周辺環境を具体的に記載してください。特に、既存の商業集積地への立地なのか、住宅地への立地なのかが明確にわかるように示してください。

(2) 用途地域

(3) 最寄り駅からの距離

線 駅から m

\* 最寄り駅の改札から店舗の敷地境界を結んだ地図上の最短直線距離を記載してください。

2 建物構造および規模

(1) 建物構造

鉄骨造、鉄骨コンクリート造 地下 階、地上 階、塔屋 階 等

\* 2以上の棟にわかれる場合はそれぞれについて記載してください。

(2) 店舗面積等の内訳

ア 敷地面積 \_\_\_\_\_m<sup>2</sup>

イ 建築面積 \_\_\_\_\_m<sup>2</sup>

ウ 延べ床面積 \_\_\_\_\_m<sup>2</sup>

エ 各階ごとの店舗面積および延べ床面積等

区分 階数	店舗面積	その他の施設	延べ床面積
⋮	⋮	⋮	⋮
1 階			
地下 1 階			
計			

\* 建築面積および延べ床面積の定義は建築基準法によるものとします。

3 駐輪場の計画

(1) 必要駐輪台数算出根拠（練馬区自転車の適正利用に関する条例）

条例名		
条例による「自転車等」の定義	原動機付自転車	含む ・ 含まない( 印)
	自動二輪車	含む ・ 含まない( 印)
S : 店舗面積	m <sup>2</sup>	
必要駐輪台数算出式		
必要駐輪台数	台	

\* 駐輪場の付置義務に関しては、土木部交通安全課に相談してください。

(2) 駐輪場の構造、収容台数および面積

駐輪場 (図面に記載の番号)	駐輪場構造 (平面式・立体式・機械式の別)	収容台数 (内、原付・自動二輪)	面積	駐輪区画の大きさ (1台あたり)	
				自転車用	原付・自動二輪用
		台 ( 台 )	m <sup>2</sup>	m × m	m × m
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

(3) 駐輪場の管理体制

項目	具体的な内容
整理員等の配置	(配置場所・人数・配置日時等)
店舗営業時間外の管理等	

4 荷さばき施設の計画

(1) 荷さばき施設の面積・構造

荷さばき施設 (図面に記載の番号)	同時作業可能台数		待機スペース の有無・広さ	遮音等の対応
	想定する車両	台数		
	トン車	台	有・無 ( m × m )	

(2) 搬出入車両の出入口の数

専用出入口の有無	搬出入車両の出入口の数	対応等
有・無		(「無」の理由)

5 廃棄物減量化およびリサイクルについての計画

(1) 廃棄物減量化および発生抑制、リサイクル計画の予定および概要

--

(2) 周辺住民への周知方法

--

\* 廃棄物減量化およびリサイクルについての計画に関しては、管轄する清掃事務所に相談してください。

6 廃棄物等に関連する対応方策

\* 食品加工時の悪臭原因物取除機器設置、換気扇等の配置位置の配慮、定期的な清掃の実施等について記載してください。

7 防災・防犯対策への協力

(1) 防災協定等締結の有無

防災協定等締結の有無	締結協定の内容
有 ・ 無	

(2) 防災協定計画の予定および概要

--

(3) 防犯対策への協力の予定および概要

--

8 街並みづくり計画の有無とその内容および配慮事項

(1) 街並みづくり計画の有無とその内容

\* 計画地における街並みづくり計画の有無とその概要について、具体的に記載してください。

(2) 街並みづくり等への配慮事項

\* 特記すべき事項があれば記載してください。

(3) 敷地内の緑化計画

敷地面積	緑化面積	緑化の方法	緑化率の根拠および基準
m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		条例      %

\* 建築確認の申請を行う前に、緑化計画書を提出しなければならない場合がありますので、事前に都市整備部開発調整課緑化審査係に相談してください。

(4) 景観への配慮

\* 可能であれば、建物完成予想図等を添付してください。

(5) 屋外照明・広告塔照明等の計画と光害対策

項目	屋外照明	広告塔照明
照明灯の配置	(別添配置図上に記載)	(別添配置図上に記載)
照明灯の方向		
照明の強さ		
点灯時間		
光害対策		

\*現時点の計画の範囲で記載してください。

本手引きに関する問い合わせ先

練馬区産業経済部経済課中小企業振興係

〒176 - 8501

東京都練馬区豊玉北6 - 12 - 1

電話03(5984)1483(直通)